

令和2年7月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件

予 算 案 1 件 (うち補正1件)

単 行 案 1 件

報 告 1 件

以 上 3 件

7月市議会臨時会議案概要説明書

〔 単 行 案 〕

議案第72号 損害賠償の和解及び額の決定について

(河川課)

平成30年10月1日豊橋市大村町地内において発生した浸水被害について、次により和解し、これを賠償するもの

1 損害賠償の額

1,944,886円

2 被害の概況

平成30年10月1日未明、豊橋市大村町地内において、台風24号の接近に伴い豊川が増水した際、小見堂樋管を閉鎖しなかったことにより浸水が同町内に発生し、相手方が所有する設備等に損害を与えたもの

[報 告]

報告第14号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和2年6月29日
(2) 損害賠償の額 77,891円
(3) 事故の概況 令和2年3月5日午後3時25分頃、資源化センター東工場棟内において、本市職員（環境部資源化センター）の運転するショベルローダーが後退したところ、荷下ろしをしようとして後退していた相手方所有の軽貨物自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 50%)

- 2 (1) 専決年月日 令和2年7月3日
(2) 損害賠償の額 15,500円
(3) 事故の概況 令和2年6月12日午後2時頃、資源化センター屋外受入れヤードにおいて、荷下ろしを終えた相手方所有の小型乗用自動車が発進した際に、駐車スペースに落ちていた金属片を踏み、相手方車両が損傷したもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 3 (1) 専決年月日 令和2年7月3日
(2) 損害賠償の額 15,477円
(3) 事故の概況 令和2年6月16日午前11時30分頃、資源化センター西工場棟内において、本市職員（環境部資源化センター）が相手方所有の小型貨物自動車の荷台からショベルローダーにより荷下ろしをしていたところ、積載されていた家具を誤って転倒させ、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)